

平成26年度

事業計画書

(自：平成26年4月1日 至：平成27年3月31日)

公益財団法人日本健康スポーツ連盟

公益財団法人 日本健康スポーツ連盟

平成26年度

事業計画書

自：平成26年 4月 1日

至：平成27年 3月31日

1. 事業活動の基本方針

当連盟は健康・スポーツの普及振興により国民の健康増進、体力づくりを支援するための事業として①人材養成、②健康増進施設の充実拡大、③健康・スポーツに係るソフト開発の3分野を充実させるとともに財政基盤の安定化を目指す。

スポーツ・運動を通して国民の健康づくりと活力づくりを幅広く展開するため、健康・スポーツや体力科学の専門家の協力を得て運動・栄養・休養の一体化や省庁間の健康施策の連携推進を通し、21世紀に生きる国民の活力ある肉体と豊かな精神を涵養し、気概に満ちた日本の構築に資することを事業活動の基本方針とする。

2. 事業計画の概要

(1) 健康増進施設の充実拡大活動

厚生労働大臣認定健康増進施設の新規・更新調査は、健康増進施設のハード、ソフト、サービスの環境整備をすることにより健康とスポーツの普及振興を図り国民の積極的な参加を促すことで活力ある生涯スポーツ社会の実現に貢献する。

健康増進施設調査の質の向上と効率化を図るとともに健康増進施設側のメリットを周知徹底し健康増進施設の拡大を推進する。

① マル適マークの利用の促進を図る。

マーク利用施設へ、行政等の情報を発信する。

② 健康増進施設に対して最新の健康情報の提供や新規事業の企画を提案し、また成功事例等を紹介する。

③ 医療機関型の健康増進施設が増えているなか、指導者が地域の施設内での研修、実習等ができるようなシステムを検討する。

④ 健康増進施設や疾病予防運動施設に対するコンサルティングの実施。

健康増進施設や健康運動指導士と連携し、人材育成及びマネジメント、施設計画の支援を行う。

⑤ 健康増進施設の機能拡大に資するための関係情報の収集およびその提供を図り、クラブ参加型の健康スポーツイベントを企画する。

(健康日本21推進全国連絡協議会、(公財)健康・体力づくり事業財団、(公財)

日本レクリエーション協会、(社)日本ウォーキング協会、ユニセフラブウォーク協議会等各団体と連携する。)

(2) 人材養成活動

これからの健康・スポーツの指導者には、安全で正しい運動法の指導はもとより、目的別のプログラムの提案と実施や個人の能力や特性に応じたより専門的で高度な指導能力が求められる。

子供から高齢者まで幅広い年齢層に対して正しく安全で安心できる健康・スポーツの指導者を養成し普及させることで国民の健康増進に寄与し健康で活力ある長寿社会の実現に貢献する。

- ① 健康運動指導者の指導能力の向上と多様なニーズに対応できる知識と技術を身に付けさせるためのスキルアップ研修を実施する。
- ② 当連盟内に健康スポーツ推進機構を設置し、各競技スポーツ団体と連携して各競技団体の有資格者に対して健康づくりの知識や技術、コミュニケーションスキル、マネジメントスキルを修得させる。修了者は資格認定する。またマネジメントセンターにて資格認定者には現場で指導する機会を提供する。指導者が一定以上の指導能力を維持できるようにブラッシュアップ研修を実施する。また最新の情報提供など継続的にサポートする。

3. 活動事業 〈公益目的事業〉

(1) 健康増進施設の調査 〈公益目的事業〉

(定款第2章第4条第3号)

① 健康増進施設認定制度にもとづく調査事業

イ) 新規調査

時 期：平成24年4月～平成25年3月15日

施設数：20施設

ロ) 更新調査(継続)

時 期：平成24年4月～平成25年3月15日

施設数：10施設

(2) 人材育成講習会事業 〈公益目的事業〉

(定款第2章第4条第1号)

① 健康スポーツ指導者の資質向上のための講習会開催

・ジョグ・ウォーク指導者養成講習会

年間6回開催 (初級3回・中級2回・上級1回)

・ウォーキング・インストラクター指導者養成講習会

年間6回開催

- ・ 介護予防、高齢者に係る運動、保健指導
- ・ 運動療法（整形、内科、循環器等）
- ・ 水中運動療法（機能回復等）
- ・ 行動変容、コーチング
- ・ スポーツ愛好家や競技者へのコンディショニング
- ・ 心肺蘇生法
- ・ スポーツ指導者のサプリメント

② 受験対策講座

公益財団法人健康体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士のための受験対策のための通信による模擬試験の実施

- ・ 平成26年度上半期 東京（100名）、福岡（50名）
- ・ 平成27年度下半期 大阪（100名）、愛知（50名）

③ 健康スポーツセラピスト事業

- ・ 知識検定試験の実施
- ・ リラクゼーション施設への協力

④ 特定保健指導事業及び地域活性化事業の推進

健康増進施設との連絡・協力体制を整える。単独施設においても特定保健事業の受け皿として機能できるシステムを構築し事業化を図る。

また、地方自治体と連携し、健康・スポーツを通して地域の活性化を図る。当年度は当連盟の九州支部を設置し地域活性化事業を開始する。

⑤ 推奨品認定制度

トレーニング用品・用具・機器・食品・書籍等の健康増進に直接的、間接的に関連するすべての商品・製品及び設備を対象として、連盟推奨品として認定する。

⑥

(4) イベント事業<収益事業>

(定款第2章第4条第6号)

健康保険組合及び企業の福利厚生のための健康スポーツイベントの協力。

(5) 政府機関及び国内関連団体並びに国際関係機関との連絡

(定款第2章第4条第4号)

- ① 健康日本 21 推進全国連絡協議会への参加 (継続)
例年通り会員、運営役員として参画する。
- ② 体力づくり国民会議への参加 (継続)
関係団体として参加。
- ③ 生涯スポーツ・体力づくり全国会議への参加 (継続)
関係団体として参加する。
- ④ 公益財団法人健康・体力づくり事業財団賛助会員
- ⑤ 公益財団法人日本レクリエーション協会会員 (領域団体)
- ⑥ 社団法人日本ウォーキング協会会員
- ⑦ 日本市民スポーツ連盟事業構成団体
- ⑧ 特定非営利活動法人日本健康運動指導士協会会員
- ⑨ 日本ユニセフラブウォーク協議会会員
- ⑩ その他次の各種団体との連携
 - ・公益財団法人日本体育協会
 - ・公益財団法人日本オリンピック委員会
 - ・公益社団法人日本ボディビル連盟
 - ・財団法人日本プロスポーツ協会
 - ・公益財団法人日本ゲートボール連合
 - ・公益財団法人笹川スポーツ財団
 - ・公益財団法人日本スポーツクラブ協会
 - ・公益社団法人日本フィットネス協会
 - ・一般社団法人日本スイミングクラブ協会
 - ・一般社団法人日本フィットネス産業協会
 - ・財団法人日本ボールルームダンス協会
 - ・公益財団法人三菱養和会
 - ・特定非営利活動法人日本ワールドゲームズ協会
 - ・公益社団法人日本プールアメニティ施設協会

(4) 健康増進及び体力づくりに関するイベントの開催並びにイベントへの参加及び協力

(定款第2章第4条第6号)

- ① 健康日本 21 推進地方・全国大会及び健やか生活習慣国民運動への協力。(継続)
- ② 全国レクリエーション大会へ領域加盟団体として協力。(継続)
- ③ 健康スローピッチソフトボールの普及・大会への協力。(継続)

- ④ 高齢者の生涯にわたる健康・体力づくり、生きがいくくり、仲間づくりそして地域間交流を目的とした活動に協力。(継続)

(5) 健康スポーツに関する広報活動

(定款第2章第4条第6号)

ホームページの運用。

ホームページでの健康スポーツの紹介や地域や団体が主催、実施している健康スポーツイベントの紹介。

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(定款第2章第4条第6号)

- ① 健保組合や自治体等からの講師派遣依頼等に対する健康増進施設への紹介 (継続)
② その他

以上